

秘 密 保 持 契 約 書

（以下「甲」という。）は、甲が希望する条件に合致した企業の買収、合併、営業譲り受けまたは業務提携等の企業提携（以下「本件提携」という。）の対象となる企業(以下「候補企業」という。）との本件提携の可能性を検討するに際し、甲が大分県事業承継・引継ぎ支援センターから受け取る情報等の秘密保持について以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密保持）

- 第1条 甲は、文書・口頭および物品を問わず大分県事業承継・引継ぎ支援センターより開示された資料・情報、本契約締結の事実およびその内容、ならびに、本件提携の交渉の事実およびその内容(以下、あわせて「秘密情報」という。)を大分県事業承継・引継ぎ支援センターの事前の同意なくして第三者に開示、もしくは漏洩しない。また秘密情報を本件連携の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
- ① 大分県事業承継・引継ぎ支援センターから開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - ② 大分県事業承継・引継ぎ支援センターから開示された後、自らの責によらず公知となったもの
 - ③ 大分県事業承継・引継ぎ支援センターから開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの
- 2 本契約でいう第三者とは、甲の役員および従業員ならびに本件提携の検討のために甲が起用する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家およびアドバイザー（以下、あわせて「役員等」という。）以外のものをいう。
- 3 甲は、本条第1項の規定にかかわらず、適用法令、証券取引所の規則、裁判所の判決・決定・命令または行政当局の決定・命令・指導等に基づき秘密情報の開示または提供を義務づけられる場合には、大分県事業承継・引継ぎ支援センターに対して開示または提供の必要性について速やかに通知するとともに、情報の機密性が最大限確保されるような方法により、秘密情報の開示または提供を行うことが出来るものとする。
- 4 甲は、自己の役員等に対して、本契約内容を順守させることについて一切の責任を負う。

（資料・情報の返還）

- 第2条 甲が本件提携の検討を終了し、本件提携の可能性がなくなったときは、甲は、大分県事業承継・引継支援センターからの返還請求があれば、候補企業より開示された資料・情報（その写しも含む。）のうち返還可能なものは、速やかに返還するものとし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている資料・情報がある場合には、候補企業の指示に従って、資料・情報を破棄しなければならない。

（契約違反）

- 第3条 甲が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は大分県事業承継・引継ぎ支援センターに対し違反行為の治癒ならびに違反行為の原因内容の開示、再発防止策の提示等、必要な措置を取らなければならない。

（有効期間）

- 第4条 本契約の有効期間は、本契約締結の日より1年間とし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲または大分県事業承継・引継ぎ支援センターから書面による別段の申し出がない場合にはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（暴力団等反社会的勢力との関係遮断）

- 第5条 甲は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団並びにその関係団体等（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどし、お互いの名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い又は不当な要求をしないこと、甲の主要な役職員がその構成員でないことを表明し、保証するものとする。

（未規定事項）

- 第6条 本契約に規定されていない事項および記載事項に疑義が生じた場合には、甲および大分県事業承継・引継ぎ支援センターは誠意をもって協議のうえその取扱いを決定する。

上記契約を証するため、甲より大分県事業承継・引継ぎ支援センターへ記名のうえ本書を差入する。

年 月 日

甲 住所

氏名 印